

市立学校長 様

教 育 次 長

新型コロナウイルスに関する臨時休業の期間終了に伴う
学校の再開について（通知）

新型コロナウイルス感染症等への対応に関しましては、各学校におきまして御尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。

本日開催された川崎市新型コロナウイルス感染症対策本部において、今月中に国の緊急事態宣言が解除されることを前提として6月1日（月）から市立学校を再開する準備を始めることを決定し、**今月中に神奈川県に対する国の緊急事態宣言が解除された場合には、6月1日（月）から市立学校全校において段階的に教育活動を再開することといたしました。**

別添の「市立学校再開に向けた基本的な考え方」内容をご確認ください。なお、緊急事態宣言等が延長された場合には、当該宣言等に定める期間まで、臨時休業を延長する予定です。

各学校におかれましては、5月22日（金）発出予定の「川崎市 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」に基づき、児童生徒の学校生活の再開に向け準備を行っていただきますようお願いいたします。

今後、新型コロナウイルス感染症の状況によって、追加的な留意事項等を示していく場合があります。

問い合わせ先

学校教育部指導課 猫橋 200-3318

学校教育部健康教育課 日笠 200-3292

市立学校の再開に向けた基本的な考え方

1 基本方針

学校再開にあたっては、新型コロナウイルス感染症が終息するまで、相当の長期間にわたってウイルスと共存していかざるを得ないという認識に立ち、実施可能な教育活動を段階的に開始していくことで、子どもたちの健やかな学びと、学校における感染リスクの低減の両立を可能な限り図っていくこととする。

2 今後の想定スケジュール

5/25(月)～5/29(金)…児童生徒の状況把握(登校日、家庭訪問、電話連絡等)

6/1(月)～6/12(金)…分散登校期間

6/15(月)～7/31(金)…通常登校(給食有)

8/1(土)～8/16(日)…夏季休業(うち8/3(月)～8/7(金)は各校での補習等、学習補充奨励期間)

12/26(土)～1/4(月)…冬季休業

3 感染拡大防止に向けた主な取組

- (1) 換気の徹底、マスクの着用、手洗い等の励行
- (2) 発熱等の健康状態の把握、自宅休養の徹底
- (3) 学校行事の精選、開催方法の工夫
- (4) 異学年交流の見直し
- (5) 特別教室の利用抑制(使用する場合は、消毒の実施等)
- (6) 給食実施の配慮(配膳時の衛生管理の徹底等)
- (7) 学校の臨時休業ルールの策定・運用

⇒児童生徒及び教職員が感染…原則当該校を2週間の臨時休業

⇒児童生徒又は教職員が濃厚接触者…原則当該児童生徒又は教職員を2週間自宅待機

- (8) 共用スペース、ドアノブ等の定期的な消毒
- (9) 部活動の段階的实施、活動方法の工夫

(6月15日(月))を目途に実施可能な活動から段階的に再開) など